

調理師試験の実施について（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成30年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 試験日時

平成30年10月13日（土）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

第1会場 新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

第2会場 長岡市立劇場（長岡市幸町2丁目1番2号）

第3会場 十日町商工会議所（十日町市駅通り17番地）

第4会場 上越商工会議所（上越市新光町1-10-20）

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上（週4日かつ1日6時間以上または週5日かつ1日5時間以上）調理の業務に従事した者。

5 提出書類

(1) 受験申請書

(2) 受験票・写真台帳

(3) 証紙納付書

(4) 受験票送付用封筒

(5) 卒業証明書

(6) 調理業務従事証明書

(7) 印鑑登録証明書（該当者のみ）

(8) 戸籍抄本等（該当者のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

(9) 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

上記(1)～(4)及び(6)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

なお、平成29年度新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(5)及び(6)の提出を省略することができる。

6 受験手数料

(1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を証紙納付書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと）。

(2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

(1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

ア 受付期間

平成30年5月14日（月）から6月25日（月）まで（当日消印有効）

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

(2) 団体窓口受付（5名以上の受験申請を団体等でとりまとめ、直接持参する場合）

事前に提出先に電話連絡をすること。

ア 受付期間

平成30年5月14日（月）から6月25日（月）までの平日午前9時から午後5時まで

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階)

8 合格者の発表

平成30年11月30日(金)

9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター(03-3667-1815)へ行うこと。